

個人情報保護法改正 ～ 本当に利活用が進むの？ ～

2015年6月9日
五番町法律事務所
弁護士 宮内 宏

個人情報保護法改正のポイント

■ 改正のポイント(国会での趣旨説明)

- ① 個人情報の定義の明確化
- ② 要配慮個人情報
- ③ 安心安全なパーソナルデータの利活用(匿名加工情報)
- ④ 個人情報の第三者提供(名簿屋等)の罰則整備
- ⑤ 個人情報保護委員会の設置
- ⑥ 外国の第三者への提供, 外国事業者による個人情報の取扱い

個人情報定義

- 個人情報の定義の明確化はされそうだが・・・
 - 個人識別符号を含む情報も個人情報となる。個人識別符号は、以下のもので**政令で定める**もの。
 - ① 身体の一部の特徴を変換した符号
 - ② 個人又は個人に販売される商品に割当てられる符号で、購入者等を識別できるもの
 - 「政令で定める」となっているので、現時点では不明確。特に②の範囲が不明確である。
 - 国会答弁(衆議院内閣委員会H27.5.8 向井審議官答弁)によれば、以下のように考えられているようである。
 - ◆ 携帯電話の通信端末IDは、個人識別符号に該当しない。
 - ◆ マイナンバー、運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号、保険証番号は、個人識別符号となる。
 - ◆ 携帯電話番号、クレジットカード番号、メールアドレス、サービス提供のための会員IDは、一概に個人識別符号とはいえない(利用方法による)。
 - ◆ 冷蔵庫やテレビ等の家電製品の稼働情報は、個人に関する情報とはいえない。ただし、利用の氏名と一緒に取得されていたり、容易照合の状態にあれば個人情報となる。

個人情報取扱事業者とは？

- 個人情報取扱事業者は(従来より)「個人情報データベース等を事業の用に供している者」。
 - NPOのような非営利事業も含まれるが、個人の年賀状は作成用のデータベースはこれにあたらぬ。
 - 輸送業者、倉庫業者、書店など(内容に関知していない者)も、これにあたらぬ。
- 個人情報が5000人分以下の場合には除外という制限はなくなる。
- 他人の作ったものの利用(電話帳など)や団体内部での相互の利用(連絡網など)は、「個人情報データベース等」の例外として、対象外になる予定(従来は、個人情報取扱事業者の例外だった)。

匿名加工情報について

- 匿名加工情報(改正法2条9項, 36条)であれば, 本人の同意なく第三者に提供できる(ただし, 匿名加工情報の取扱いの規制はある)。
- 匿名加工情報とは
 - 個人情報の一部の削除や置換えを行って得られるもので, 個人情報を復元できないようにしたもの(2条9項)。
 - 個人情報保護委員会規則で定める基準に従って加工しなければならない(36条1項)。
- 匿名化を進めれば進めるほど, 本人の再識別は難しくなるが, 情報としての有用性は損なわれる。どこまで匿名化すれば匿名加工情報として認められるかが問題。法案では, **個人情報保護委員会に丸投げ**した形になっている。
- プライバシーの観点からは, どう考えればよいのだろうか。

履歴情報等はプライバシー

- 購入履歴, 乗降履歴, 利用履歴などは, 私的生活の一部であり, 一般に公開されたくない人が多く, 公知でもないので, プライバシーである。
- ※ 「宴のあと」事件地裁判決(東京地判S39・9・28)が示した3要件
 - ① 私生活上の事実又は事実らしく受けとられるおそれのあることがらであること。
 - ② 一般人の感受性を基準にして, 当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められること。
 - ③ 一般の人々にいまだ知られていないことがらであること。
- プライバシー権は, 憲法13条の人権の一環なので, みだりに他人に提供されない権利がある。
- 匿名加工情報であっても, プライバシー上のリスクはあるのだから, プライバシー権の抑制として, 憲法との関係を考える必要がある。

匿名加工情報が満たすべき基準

- 憲法13条の人権を抑制する以上、一定の基準を満たす必要がある。その基準について、芦辺・高橋(「憲法」岩波書店)では以下のように考えている。
 - ① 最も厳格な審査基準: 必要不可欠なやむにやまれぬ利益のため、それを達成する必要最小限の手段に限られる。
 - ② 厳格な合理性の基準: 立法目的が重要なものであり、規制手段が目的との実質的な関連性を有すること。
- ※ 誰が考えてもプライバシーであると思われるものは①、一般的にプライバシーと考えられるものやプライバシーに該当するかどうか判然としてないものは②を適用するとしている。
- 匿名加工情報については、少なくとも②の基準はクリアすべきである。

匿名加工情報が満たすべき要件

- 目的の重要性:
 - 成長戦略に寄与するという程度では抽象的に過ぎるのではないか。
 - 個別領域ごとに、どのようなデータをどのように利用すれば、成長戦略に貢献できるのか、何がそれを阻害しているのかを考えるべき。
- 実質的関連性
 - 匿名加工情報として、第三者提供を許可することにより、本当に、目的が達成されるのか。
- そもそも、データウェアハウスとか、データマイニングとか、喧伝されたわりには大きな効果が見られていない。ビッグデータの解析は、大丈夫か？
- 本当に、社会の役に立つのならよいが、そうでないのに国民の人権を抑制することは許されないはず。
- 本当は、どう使えるのだろうか？ ユースケースを相当分析しないと、個人情報保護委員会の規則(及びガイドライン等)を作るのは無理なのではないか。
- 産業界から個人情報保護委員会に、ユースケースや望ましい匿名加工の例を挙げていってもらいたい。
- ちゃんとした利活用が見えてくれば、憲法上の問題はなくなると思われる。

匿名加工情報の照合

- 本人を再識別するような照合は禁止(改正法36条5項及び38条)
 - ……当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために, ……当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - これは, 匿名加工情報を作成した事業者, 匿名加工情報取扱事業者の両者に共通の義務である。
- それでは, 匿名加工情報同士をJOINする等の処理は全くできないのか?
 - 「本人を識別するため」でなければ, 問題はない。
 - 「本人を識別するため」でないことが明らかな場合には, 現実に実施されると思われる。